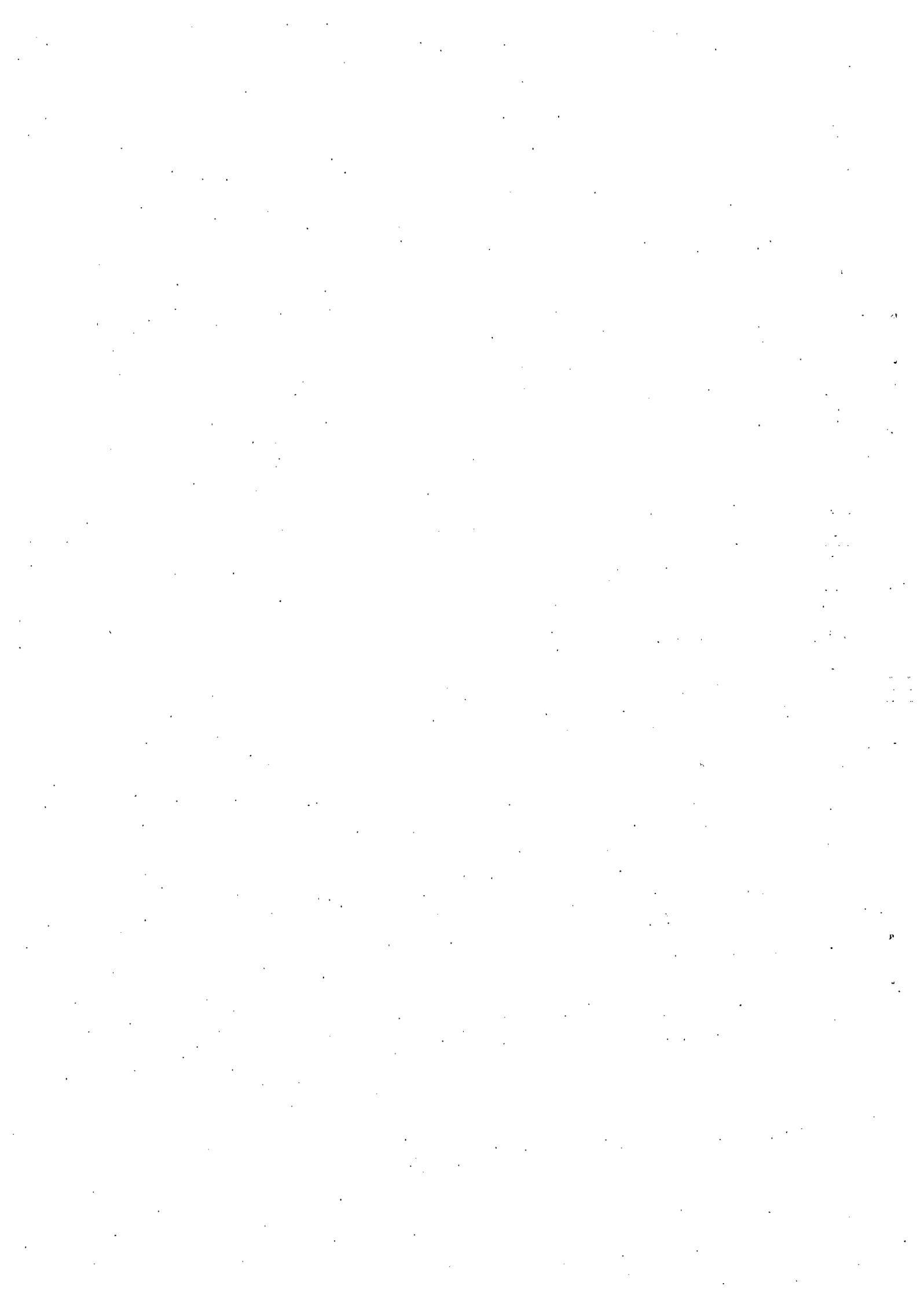


地域振興県土警察常任委員会資料

(平成28年9月15日)

- 1 第6回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について
【地域振興課】・・・1ページ
- 2 航空自衛隊美保基地への空中給油・輸送機（KC-46A）の配備に係る協議の申入れについて
【地域振興課】・・・18ページ
- 3 米子香港国際定期便の就航について
【交通政策課】・・・別冊1
- 4 私立高等学校に係る学則（収容定員）変更認可について
【教育・学術振興課】・・・23ページ
- 5 ジャマイカ&日本陸上チーム応援親善パブリックビューイングとジャマイカフェスティバルの開催結果について
【スポーツ課】・・・24ページ
- 6 第71回国民体育大会2016希望郷いわて国体への鳥取県選手団の派遣について
【スポーツ課】・・・26ページ
- 7 リオパラリンピックの本県出身選手の競技結果について
【スポーツ課】・・・別冊2

地 域 振 興 部



第6回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について

平成28年9月15日
地域振興課

鳥取市の中核市への移行を円滑に進めるため、県・市の事務権限の移譲や協力体制等について協議会（第6回）を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日時 平成28年8月30日（火） 午前10時～11時
2 場所 県庁第33会議室（第二庁舎4階）
3 出席者 県：野川統轄監ほか関係部局長等
市：羽場副市長、河合総務部長、田中中核市推進局長ほか関係部局長等
ワザバー：西垣岩美町副町長、山本若桜町副町長、金児智頭町副町長、
岩見八頭町副町長

4 議事及び協議概要

(1) 中核市移行の調整状況

ア. 平成28年秋以降に予定される国（総務省、厚労省）のヒアリングの事前協議に向けて、県と市でこれまでに協議、調整した事項をヒアリング項目に沿って確認。

⇒県・市で中核市移行・保健所設置に係る考え方、方向性は共通認識となっていること、移行後の行財政状況等の個別具体的な項目について、県・市で引き続き調整しながら詰めていくことを確認。

イ 法令改正等に伴う精査等により、県から市に移譲する事務項目数が増加することを報告。
⇒個別の事務を正確に引き継ぐことはもとより、住民サービスが低下しないよう調整を進める。

2, 213事務（平成27年11月現在） ⇒ 2, 622事務（平成28年8月現在）

【主な増減理由】・保健所長権限事務の整理追加

・法改正による新たに中核市権能となったものの追加
（児童福祉法、感染症予防法、医療法など）

・国（総務省、厚労省）の精査による追加、削除
（社会福祉法、生活困窮者自立支援法、母体保護法など）

(2) 東部4町における住民説明会の開催、広報について

ア 県が市に委託する東部4町に係る保健所関係事務や市の事務執行体制（執務場所・人員配置等）の案が概ね固まる10月に、国への事前協議と平行して、市町と連携して、住民の方や関係団体等への説明会を開催する。

○県が委託者として、新たに市が設置運営する保健所の運営、サービスがどうなるかについて説明する。

○説明会における個別の要請に応じ、関係者を対象とした場を別途、設定することも予定。

主催者	鳥取県（各町の協力を得て開催、市も参加）
開催時期	10月中
開催場所	各町内の施設（数十人規模・各町1箇所を予定）
対象者等	東部4町の住民及び県から市への委託事務に関係する団体
説明事項	・保健所とはどのような機関か ・県が市に委託する保健所の事務の内容 ・委託に伴い県が市に対して行う支援の内容 ・鳥取市の新保健所の運営について など
説明者	福祉保健部、生活環境部、東部福祉保健事務所、東部生活環境事務所等の職員

イ 各町広報紙による広報

9月号から11月号にかけて、各町の町報で集中的な広報を実施する。

なお、12月号以降についても、適宜、保健所事務の内容等について、情報発信を行う。

5 主な意見等

- ・住民サービスを低下させないことが重要。そのことを担保できるようにお願いしたい。
- ・住民周知は必要。新庁舎整備までの暫定期間もあり、実際に保健所としてスタートする前に、窓口の変更など住民がうろろうしてしまわないようにしっかり周知をお願いしたい。

6 今後のスケジュール

(1) 国ヒアリング（総務省・厚生省）

従来、県から提供されている行政サービスの水準が引き続き確保されるよう組織体制、施設、設備等について、中核市移行・保健所設置後も事務執行体制が確保されているか、県の人的支援等、適切な連携・協力関係が確保されているかを確認し、法定手続を迅速・円滑に進めるため実施されるもの。

〔スケジュール〕

H28. 10～ ヒアリングに向けた事前協議（総務省、厚生労働省）

H29. 1 総務省・厚生労働省ヒアリング

(2) 中核市の指定に係る手続（地方自治法 252 条の 24）

中核市の指定は、都道府県の同意を経て、市の申出に基づき国（総務大臣）が行う。

〔スケジュール〕

H29. 3 ①市長が市議会に「中核市指定の申出」議案を提出（H29. 3 月市議会）

H29. 3 ②市議会が「中核市の申出」議案を審議し、議決（H29. 3 月市議会）

H29. 4 ③市議会での可決を経て、市長が県知事に「中核市指定に係る同意」申入れ

H29. 5 ④県知事が県議会に「中核市指定に係る申出の同意」議案を提出（H29. 5 月県議会）

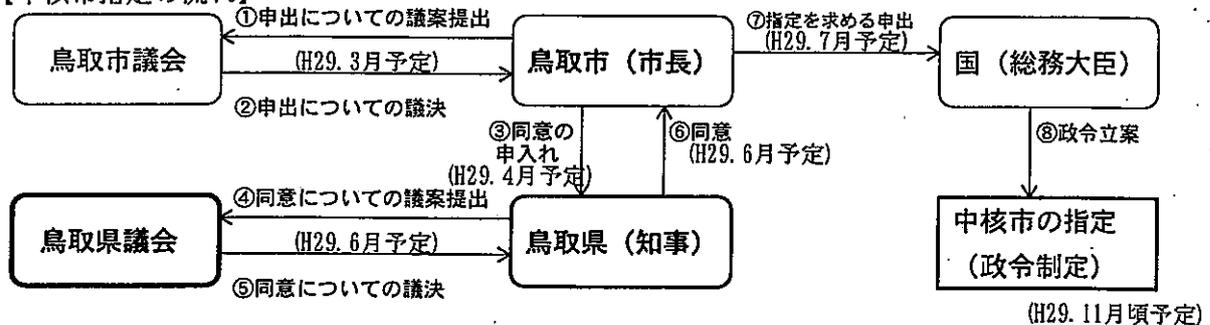
H29. 6 ⑤県議会は「中核市指定に係る申出の同意」議案を審議し、議決（H29. 5 月県議会）

⑥県議会での可決を経て、県知事は市長に、市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付。

H29. 7 ⑦市長が総務大臣に中核市指定を求める申出

H29. 11 頃 ⑧総務大臣は、市を中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が成立

【中核市指定の流れ】



【添付資料】第 6 回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会配付資料

資料 1 鳥取市中核市移行の調整状況（平成 28 年 8 月現在）

資料 2 東部 4 町における住民説明会（案）及び広報の取組みについて

資料 3 鳥取市の中核市移行スケジュール（見込み）

鳥取市中核市移行の調整状況 (平成28年8月現在)

H28. 8. 30

市中核市推進局・県地域振興課

来年1月に行われる予定の国(総務省・厚労省)のヒアリングに先立ち、今秋から開始される事前協議に向けて、ヒアリング資料をベースとした構成で、これまでに県と市で整理・調整してきた事項、今後の調整が必要な事項について、現時点での県と市で整理調整してきた内容を確認し、円滑な中核市移行の手続きを進めていく。

国(総務省・厚労省)ヒアリング項目

○総務省ヒアリング資料項目

【共同作成分】

- 1 移行に係る経緯と今後のスケジュール
- 2 中核市に係る移譲事務等の概要
- 3 事務処理体制及び人員に関する調べ
- 4 中核市に係る事務の特例の項目数

【市分】

- 1 中核市要件調書
- 2 移行後の組織、移行に伴う組織編成等の具体的な考え方
- 3 移行に係る職員数増減見込み
- 4 今後の定員管理等、給与の適正化等の取組、勤務条件
- 5 中核市移行に伴う市財政への影響、財政収支

【県分】

- 1 当該市の行財政状況等
- 2 中核市移行に伴う県財政への影響

○厚生労働省ヒアリング資料項目(保健所政令市移行に係る提出資料)【共同作成のみ】

- 1 政令市移行の概要(移行予定年月日、市の概況、体制整備の基本方針)
- 2 移行に経緯と今後のスケジュール
- 3 移行に係る作業項目とそのスケジュール
- 4 移行についての都道府県の見解
- 5 移行に伴う施設等整備計画(保健所の整備方針、関連施設の整備計画)
- 6 移行に伴う組織の見直し概要(組織図、保健所の所掌事務、現行体制との対照)
- 7 移行時の保健所の職員の配置計画
- 8 県内の保健所配置状況の比較
- 9 移譲事務等の概要

1 中核市移行の概要

中核市は、当該市の意思に基づき、都道府県の合意を得て、国が政令立案、決定することとされている。また、保健所は、地域保健法第5条により、都道府県、指定都市、中核市、保健所政令市が設置することとされていることから、東部圏域の実情をふまえ、県・市が連携して適切に対処できる体制を確保する。

(1) 移行予定日 平成30年4月1日

(2) 東部圏域の保健所の体制

鳥取市が中核市への移行すると、法律上、保健所を設置することが義務づけられる。医師、獣医師、薬剤師などの専門人材の確保を図り、施設・資機材や業務の重複等による県・市の二重行政を避けるため、県と市が別々に保健所を設置するのではなく、市が設置する保健所で県（4町）の保健所関連事務を一体的に処理できるよう県が市へ事務を委託し、連携実施する。

【参考】鳥取県の保健所の管轄区域

(現 行)

(鳥取市中核市移行後) H30.4~

【都道府県】

保健所	職員数 (人)	管轄市町村
鳥取保健所	88 (74)	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
倉吉保健所	68 (58)	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
米子保健所	101 (86)	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

【保健所政令市】

保健所	職員数 (人)	人口(人)/ 面積(km ²)	管轄市町村
鳥取市保健所	検討中	232,669/ 1,518.22	鳥取市 (岩美町、若桜町、 智頭町、八頭町)

※県から4町に係る保健所業務を受託実施

【都道府県】

⇒ (本庁) 検討中

保健所	職員数 (人)	人口(人)/ 面積(km ²)	管轄市町村
倉吉保健所	68 (58)	104,367/ 780.43	同左 (1市4町)
米子保健所	101 (86)	236,612/ 1,208.40	同左 (2市6町1村)

※県保健所の職員数はH28.4現在の各保健所の職員定数。(各保健所ともに建築住宅課を含む。)

下段()は建築住宅課職員を除いた職員定数。

※市は、県から4町に係る保健所業務を受託実施。市保健所の職員数は、本庁対応業務(環境行政等)も含む。

※H30.4~の県保健所の職員数についても、国ヒアリング時点では、H28.4時点と同数として整理。

※人口は、H27.10.1国勢調査結果(速報値)。面積は、平成26年全国都道府県市区町村別面積調の数値。

2 中核市への移行により所管・移譲する事務

中核市へ移行することにより鳥取市において処理することとなる事務について、分類整理した。専門性が高いなどの理由で、市において処理できない事務については、県への委託等を検討している。

(1) 所管・移譲・委託事務項目数 (H28. 8. 30現在)

【分野別所管・移譲・委託事務項目数】

区分	所管・移譲・委託事務項目数						合計
	民生	保健衛生	環境	都市計画 ・建設	文教行政	その他	
市分							
法令・政省令	626	1,260	315	112	27	50	2,390
県単独事業	0	121	111	0	0	0	232
計	626	1,381	426	112	27	50	2,622
4町分							
法令・政省令	288	1,262	308	0	7	50	1,908
県単独事業	0	121	109	0	0	0	230
計	288	1,383	417	0	7	50	2,138

※法令等の条項数により項目数を整理したもの

※「法令・政省令」には、法令上、中核市の権能となる事務及び知事権限の条例移譲により市において実施する事務項目数を記載。

「県単独事業」には、県条例等に規定されている事務のうち、市に移譲し実施する事務項目数を記載。

※「国告示・通知等」により市（保健所設置市）の権能となる事務について、精査確認中。

※H28. 8. 30現在で県・市の事務レベルで調整中の項目数であり、今後の法改正等により変更となる場合がある。

平成27年11月の取りまとめ項目数 平成28年8月30日現在
2,213事務 ⇒ 2,622事務

【主な増減の理由】

- ・保健所長権限の事務（法定上保健所を経由する事務を含む）を整理追加
- ・法改正により新たに中核市の権能となったもの（H30. 4までに施行されるものを含む）
（児童福祉法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、医療法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）
- ・国（総務省・厚労省）の項目の再精査により、事務項目を追加・削除したもの
（社会福祉法、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律、生活困窮者自立支援法、母胎保護法、私立学校法、食品表示法 など）

(2) 県から市、市から県への事務の委託等

県市間で調整中。今後、それぞれについて事務内容・項目等を記載

(3) 主な業務と取扱実績 (H27年度)

各行政分野における主な業務と平成27年度の県における取扱実績等（市及び4町に関わるものの件数）は次のとおり。

※業務により市町ごとの実績を計上することができないものあり。

ア 民生行政分野

主な業務	取扱実績等
身体障害者手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳の交付（再交付を含む） 市555件 4町(144件) ・手帳の返還及び返還命令 市520件 4町(154件) ・手帳交付者の居住地変更届受理 市240件 4町(28件)
障害福祉サービス事業者の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・指定障害福祉サービス事業者の指定 市13件 4町(2件)

母子父子寡婦福祉資金の貸付	・母子福祉資金の貸付	市14件※4町県実施(2件)
小児慢性特定疾患医療費の給付	・小児慢性特定疾患医療費の給付対象者	市196人 4町(31人)
老人福祉施設の設置認可・監督	・老人デイサービス等の届出事項の変更受理 ・有料老人ホーム設置及び変更の届出	市246件 4町(24件) 市6件 ※4町県実施(3件)
介護サービス事業者の指定	・居宅介護サービス事業者の指定	市34件 4町(1件)
生活保護医療機関等の指定	・医療機関の指定 ・指定医療機関の診療内容等の審査、診療報酬額の決定 ・指定介護機関の指定	市86件 ※4町県実施(9件) 市847件※4町県実施(62件) 市42件 ※4町県実施(3件)
社会福祉審議会の設置・運営	・審議会の開催	年2回(県全体)
民生委員児童委員の定数の決定 ・推薦・研修	・厚生労働大臣への民生委員の推薦 ・民生委員指導訓練の実施、活動費支払	市6件※4町県実施(2件) 市516件※4町県実施(170件)

イ 保健衛生分野

主な業務	取扱実績等
感染症の予防・感染症の患者に対する医療	・健康診断の勧告及び実施 市317件 4町(70件) ・特定感染症指定医療機関等への入院の勧告 市13件 4町(5件) ・結核患者の医療費に係る費用の負担 市36件 4町(13件)
難病医療費の助成申請	・難病医療費の給付対象者 市1,364人 4町(304人)
精神保健・精神障がい者福祉	・相談指導 市442件 4町(331件) ・措置の決定・措置入院の通知 市16件 4町(1件) ・精神障害者保健福祉手帳の交付 市1,279件 4町(199件)
医事・薬事に係る許可・立入検査	・医療機関の立入検査 東部全体 45件 ・薬局開設の許可、更新許可 市15件 4町(2件) ・毒物劇物販売業者の立入検査 東部全体 65件
食品営業施設の許可、監視指導	・食品営業施設等の許可 市818件 4町(153件) ・食品営業施設等の監視指導 東部全体 2,869件
食品表示適正化指導	・立入検査等 市90件 4町(23件)
環境衛生施設の監視・検査	・旅館業(78件)、興行場(1件)、公衆浴場(19件)、理容所(16件)、美容所(27件)、クリーニング所(11件)、温泉利用施設(38件)、源泉(59件)、飲料水施設(114件)、ビル管登録事務所(10件)
狂犬病予防・動物愛護	・犬・猫の引取り 東部全体245件 ・未登録犬の捕獲 東部全体 58件 ・負傷動物の収容 東部全体 29件

ウ 環境行政分野

主な業務	取扱実績等
一般・産業廃棄物処理施設の設置許可・立入検査・改善命令	・産業廃棄物処分量の許可 東部全体 7件 ・処理施設、排出事業所等に対する立入検査 東部全体1,098件
ばい煙発生施設の届出受理・立入検査	・ばい煙発生施設の設置の届出の受理 市3件 ※4町実績なし ・ばい煙排出者等からの報告徴収、立入検査 市21件 ※4町実績なし
大気汚染等の常時監視	・大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての常時監視

エ 都市計画・建設行政分野

主な業務	取扱実績等
サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	・サービス付き高齢者向け住宅の登録 市3件 ※4町県実施(なし) ・サービス付き高齢者向け住宅の変更届出受理 市9件 ※4町県実施(なし)
建設資材の再資源化に関する立入検査	・建設工事現場等への立入検査 H27実績なし
屋外広告業者の登録・指導・監督	・屋外広告業者の登録の義務づけ 県全体80件 ・屋外広告業者に対する指導、助言、勧告 H27実績なし

オ 文教行政分野

主な業務	取扱実績等
小中学校県費負担教職員の研修	・初任者研修、10年目研修、専門研修等の実施
重要文化財・埋蔵文化財に関する許可等	・重要文化財の現状変更等の許可 H27実績なし ・文化財である埋蔵物の提出受理等 市18件※4町県実施(なし)

3 体制整備（基本方針）

中核市移行後においては、危機管理等を含め県が行っている業務を移行後も引き続き同様に行えるよう、市の本庁、保健所等の人員を含めた組織体制を構築する。施設については、市の新庁舎ができるまでの間は市有施設及び県の東部庁舎の間借り等で対応する。

(1) 移行後の市の組織体制

- ア 県本庁からの移管・移譲事務等は、市の関連する部署がそれぞれ引き継ぐ。
- イ 東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所の保健所業務は、現在の業務を引き継ぐことを基本に、(仮称)鳥取市保健所を新設して統合する。
- ウ 組織機構及び事務分掌の詳細は、市民サービスの向上及び事務の効率化の観点から検討する。

(2) 施設・設備・備品

ア 保健所施設

鳥取市の中核市移行（平成30年4月）から、鳥取市役所新本庁舎が完成し、(仮称)鳥取市保健所を駅南庁舎に改めて整備する（平成32年3月頃）までの約2年間（暫定期間）は、現在、県の東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所において実施している保健所業務については、暫定施設において、事務を行う。

部 門	現行（～H30.3月）	暫定期間（H30.4～H32.3）	本格稼働（H32.4～）
福祉保健部門	東部福祉保健事務所（江津）	さざんか会館及び駅南庁舎	駅南庁舎
生活環境部門	東部生活環境事務所（立川）	県東部庁舎（立川）	

※暫定期間は、市が県東部庁舎（現東部生活環境事務所部分）を賃貸

イ 衛生検査施設

衛生検査施設に関しては、簡易な検査については市の既存施設や設備を活用し、特殊な検査機器が必要なものや、高度な検査技術を要するものなどは、県衛生環境研究所又は登録検査機関に業務を委託する。

ウ 犬の抑留等施設

犬管理所（松並町3丁目）及びその施設内の備品等については、県から市へ譲渡する。

エ 試験・検査備品等

- (ア) 大気測定局及び監視システム、不法投棄監視カメラ及び監視システム
現在の観測地において、引き続き市が使用。
(県への行政財産使用許可、備品譲渡)
- (イ) 検査機器（血液検査用遠心分離機、画像ビューワーシステム、PHメーター、CO濃度計など）
県から市へ譲渡、貸与
- (ウ) 業務関連備品（医療救護対策支部用備品、看護師養成施設等環境改善用備品）
県から市へ譲渡、貸与
- (エ) 事務什器（事務机・椅子・ロッカー等）
県から市へ譲渡（県において引き続き使用するものを除く）
- (オ) 災害医療、健康危機管理、原子力災害等に対応するための備蓄物品（医薬品を含む）

オ 情報システムの整備

事務の移管・移譲に伴い使用する各種の情報システムについては、平成29年度に、市が整備・構築を行い、県の情報システム等からのデータ引継ぎを行う。（県東部庁舎内のネットワーク環境整備を含む。）

(3) 職員体制

ア 職員体制

中核市移行に伴う市の配置職員数は、県から引き継ぐ業務（東部4町に係る業務を含む。以下同じ。）に係る現在の県の配置職員数（正職員及び非常勤職員）を基本とする。

イ 職員の確保・研修

現在、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる職員体制を確保する。

また、保健所業務は、専門的な知識や技術、経験が必要な分野が多く、業務の習熟には一定の期間が必要なことから、鳥取市は、県東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所への長期派遣実習を実施し、保健所業務を担う人材の確保、育成を計画的に進め、円滑な業務移管を実現する。

- ・中核市移行後も、当面の間、県からの専門職を中心とした職員派遣等の人的支援を実施
- ・少数職種（獣医師、薬剤師 など）の専門人材確保、県・市間の人事交流

(4) 広域的な緊急時の対応（災害医療・健康危機管理・原発など）

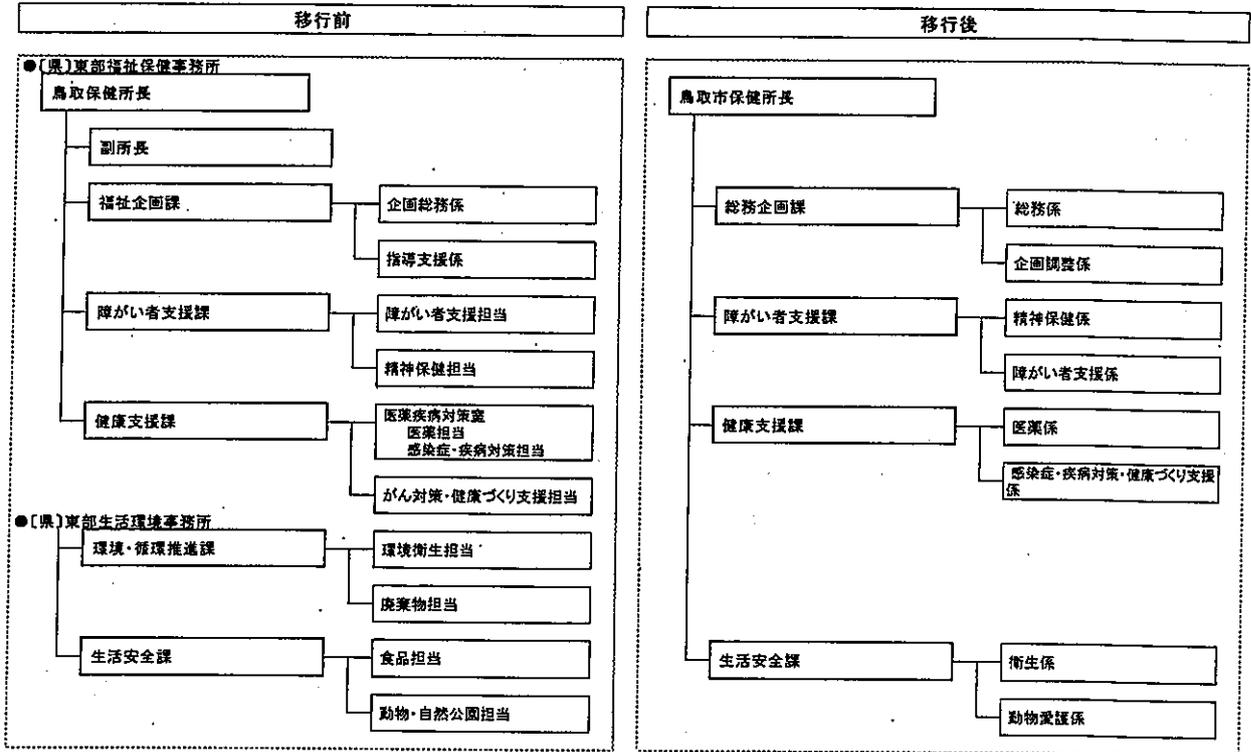
鳥取市の保健所が、県の東部地区の医療救護対策支部の役割を担い、県（本庁、倉吉・米子保健所）と連携して、医療救護等の対応にあたる。

4 体制整備（各論）

組織図、所掌事務分担、研修計画など体制整備の詳細を説明。

(1) 組織体制の概要

① 保健所関係



※今後、組織の名称などを変更する場合があります。

東部生活環境事務所環境・循環推進課の事務は、本庁事務とし、市下水道環境部生活環境課において所掌することとしています。

② 本庁組織関係

県本庁の事務は、市の関連する部署において引き継ぐ。

(2) 市の所掌事務・職員配置計画

県と市で継続して協議を行っており、今後市において作成

参考：保健所の組織体制のイメージ（平成27年12月策定：鳥取市保健所設置基本構想より）

区分	業務内容
総務企画部門	<ul style="list-style-type: none"> 地域保健医療計画の進捗管理及び推進に関すること。 健康課題の把握及び地域保健推進に関する広域的な調整・連携に関すること。 在宅医療・介護の連携体制の整備に関すること。 人口動態統計、保健統計等情報の報告、収集及び発信に関すること。 国民生活基礎調査等の統計調査に関すること。 関係機関の職員等に対する現任教育を含めた研修及び保健師、栄養士等学生等の受入れ等人材育成に関すること。
精神保健・精神障がい者支援部門	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉に関する保健指導に関すること。 精神障がい者の医療及び保護に関すること。 精神障がい者の地域移行・地域定着支援に関すること。 精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。 自立支援医療（精神通院医療）に関すること。 ひきこもり対策に関すること。 アルコール依存症・薬物依存症対策に関すること。 高次脳機能障害者の支援に関すること。 自死対策に関すること。

区分	業務内容
<p>予防医療部門</p>	<p>(健康危機管理(災害を含む。)関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等新たな感染症、被ばく、災害等の発生時の医療等提供体制の整備に関する事。 <p>(感染症関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関等の院内感染対策を支援する地域ネットワークの推進に関する事。 ・ O157等感染症の発生予防、発生時の疫学調査及びまん延防止に関する事。 ・ エイズ、性感染症、肝炎、風疹等についての啓発、相談及び検査に関する事。 ・ 結核予防及び結核患者の支援に関する事。 ・ ハンセン病の啓発に関する事。 ・ 予防接種による事故報告等に関する事。 ・ 検疫法に関する事。 <p>(医事関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療所、歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所等の許可、届出に関する事。 ・ 病院、診療所、歯科診療所、助産所に係る医療法第25条に基づく報告の徴収、立入検査(医療監視)、施術所、歯科技工所等の立入検査に関する事。 ・ 医療への苦情・心配事の相談対応、情報の提供等医療安全に関する事。 <p>(医療安全支援センターの設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正受診の啓発、AEDの貸出し等救急医療の確保に関する事。 ・ 死体解剖の許可に関する事。 <p>(薬事関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬局等医薬品販売業、高度管理医療機器販売業等の許可、届出及び指導監視に関する事。 ・ 毒物劇物販売業等に係る登録、届出及び指導監視に関する事。 ・ 薬物乱用防止に関する事。 ・ 献血推進に関する事。 <p>(疾病対策関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 難病患者の医療費の助成及び支援に関する事。 ・ 小児慢性特定疾病患者の医療費の助成及び支援に関する事。 ・ 肝炎治療費の助成及び支援に関する事。 ・ 原爆被爆者医療費の助成及び支援に関する事。 ・ 石綿・森永ヒ素ミルク中毒等健康被害者の医療及び支援に関する事。 ・ 熱中症予防の情報提供、光化学オキシダント等についての健康相談に関する事。 <p>(健康増進関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり応援施設の認定等県民の健康づくりの環境整備に関する事。 ・ 健康づくりに関する広域的で特に重要な課題(がん対策、糖尿病対策、認知症対策等)に関する事。 ・ 女性の健康問題の相談等に関する事(女性健康支援センターの設置)。 ・ 不妊治療費の助成に関する事。 ・ 広域的な母子保健・思春期健康問題に関する事。 ・ 広域的な栄養改善及び食育の推進に関する事。 ・ 栄養改善・食育推進の組織及びネットワークづくりに関する事。 ・ 特定給食施設の指導に関する事。 ・ 食品表示の指導に関する事。 ・ 栄養士免許の申請に関する事。 ・ 広域的な歯科保健の課題に関する事。
<p>環境・生活衛生部門</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水、大気環境に関する事。 ・ 土壌汚染対策に関する事。 ・ 石綿健康被害防止に関する事。 ・ 騒音、振動、悪臭に関する事。 ・ 特定工場における公害防止に関する事。 ・ 環境学習・環境教育に関する事。

区分	業務内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・理・美容所、旅館、興行場、クリーニング所及び公衆浴場の環境衛生に関すること。 ・温泉の利用、環境衛生等に関すること。 ・建築物における衛生的環境に関すること。 ・衛生害虫の相談に関すること。 ・水道施設の衛生に関すること。 ・一般廃棄物処理施設の設置許可に関すること。 ・廃棄物処理施設等に対する立入検査等に関すること。 ・産業廃棄物に関すること。 ・産業廃棄物処理施設、処分業、収集運搬業の許可等に関すること。 ・廃棄物の不法投棄に関すること。 ・熱回収施設の認定に関すること。 ・浄化槽に関すること。 ・自動車リサイクルに関すること。 ・使用済タイヤの適正保管に関すること。 ・ダイオキシン対策に関すること。 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関すること。 ・フロン類の使用、管理等に関すること。 ・化製場に関すること。
食品・動物愛護部門	<ul style="list-style-type: none"> ・食品営業許可に関すること。 ・食中毒に関すること。 ・食品衛生監視に関すること。 ・給食施設の監視指導に関すること。 ・調理師・ふぐ処理師免許に関すること。 ・製菓衛生師に関すること。 ・魚介類の行商に関すること。 ・食品関係営業者に対する衛生教育に関すること。 ・食品表示・景品表示に関すること。 ・米穀等の取引及び産地情報に関すること。 ・食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。 ・狂犬病予防に関すること。 ・動物の愛護及び管理に関すること。

(3) 研修の状況・研修計画

① 人事交流(相互派遣)

・平成28年度から保健師1名の人事交流を実施

市から県(東部福祉保健事務所)へ派遣されている保健師(係長級)は、感染症・疾病対策担当に配属され、主に結核、感染症、HIV等の事務を担っている。

また、県から市へ派遣されている保健師(主事級)は、中央保健センター健康づくり係に配属され、主に地域の保健衛生業務、糖尿病対策等の事務を担っている。

② 職員研修計画

中核市への移行に伴い、県から移管・移譲される事務の習得のため、市職員を県へ派遣して長期間の研修を行う。

平成29年度における具体的な研修分野、研修内容、職種等については、現在、県と市とで調整を行っている。

職員研修計画は、今後、作成

③ 現場研修等の受入状況（随時）

県の関係各部署において、市の職員が短期間での研修・訓練の参加、検査の立会等を行う。

<平成27年度>

- ・感染症（O26エボラ・新型インフルエンザ）、DMAT等健康危機管理に係る訓練・研修等の参加（保健師含む3～4名/回）
- ・障がい・介護サービス事業所に対する実地・集団指導への参加
- ・空港災害対策（消火避難訓練ほか）、緊急被ばく、原子力災害避難等に係る訓練等への参加（保健師含む担当者出席）
- ・栄養改善、感染症、医事業務、結核・難病業務（1月）、健康づくり、精神保健業務（2月）の説明・勉強会（保健師・栄養士等専門職含む担当者が出席）
- ・動物愛護管理担当（12月）、食品担当（1月）の業務概要説明（各3名受入）
- ・衛生環境研究所における検査体制等の視察受入、行政検査の頻度・流れ、民間委託等での制約などの情報交換を実施（保健師含む計14名受入）

<平成28年度>

- ・医療機関の監視に同行（事務、保健師、管理栄養士）
- ・障がい・介護サービス事業所に対する実地・集団指導（監査）への参加
- ・介護サービス事業所指導監査担当職員研修会への参加
- ・介護サービス事業所指導監査担当職員本庁及び所（局）担当者連絡会への参加
- ・障がい福祉サービス事業所の実地指導に係る所内勉強会（8/4開催）への参加（3名）
- ・医療監視〔県立中央病院 6/30〕（栄養士1名、事務1名参加）
- ・栄養改善業務勉強会〔2回：6/13, 7/11〕（栄養士延べ14名参加）
- ・原子力防災訓練（船舶訓練）〔8/28〕
- ・衛生環境研究所における検査の実態や必要な設備等への助言（技師1名、環境事業公社1名を含む計4名受入）
- ・使用済物品放置防止条例に係る事業者立入検査・パトロール（4月～）、廃棄物処理施設設置手続き条例に係る現地確認（5月）への同行（2名程度/回）、警察との合同検問への参加（2名程度/回）
- ・許認可事務（旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング等）の事務の流れ、業務内容（6月、2名）
- ・最終処分場跡地指定の解除のための試掘調査の同行（6月、2名）
- ・美容所の開設検査（現地確認）の同行（6月、1名）
- ・ビル管理者の登録申請検査（現地確認）の同行（6月、1名）
- ・簡易宿所の開設検査（現地確認）の同行（6月、1名）
- ・廃棄物処理施設設置手続き条例に係る住民説明会同席（6月、2名）
- ・食品衛生責任者講習会への参加（6月、2名）
- ・食品衛生監視員研修会への参加（7月、1名）
- ・廃棄物処理施設（中間処理）の立入検査（現地確認）の同行（7月、3名）
- ・産廃不法投棄の現地確認・指導に同行（8月、2名）

④ 今後の予定（これまでの研修等の継続実施を含む）

- ・福祉施設の実地・指導監査の合同実施（事前研修・打合せ含む）
- ・鳥取空港災害対策緊急計画連絡協議会〔9/13予定〕
- ・鳥取空港消火避難訓練〔11/3予定〕
- ・地元説明会への同席、講習会・事業者説明会等への出席、立入検査（廃棄物処理施設、旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング、石綿除去現場等）への同行

5 財政影響額の推計（鳥取市）

中核市となって事務を処理するにあたって要する費用等について、増減の影響額の推計をする
とともに、基準財政需要額の増額見込みを算出する。

県の決算実績をもとに、市において今後作成

〔参考〕 県からの条例移譲・委託事務に係る経費（人件費含む）は、権限移譲交付金・委託料収入を充当

事務区分 \ 区域	鳥取市域分	東部4町分
法定移管事務 （自治法、個別法により中核市の事務と定められているもの）	中核市の事務 （交付税措置）	県事務の受託 （県からの委託料） 県実施
関連事務 （法、政省令等に基づく県の事務）	特例条例による移譲 （権限移譲交付金）	県事務の受託 （県からの委託料） 県実施
自治事務（県単独事務） （県条例に基づく県の事務）	特例条例による移譲 （権限移譲交付金）	県事務の受託 （県からの委託料） 県実施
県単独事務 （県が実施主体の事務・県が政策実施している事務事業※給付費負担等を含む）	県事務の受託 （県からの委託料・負担金）	県事務の受託 （県からの委託料・負担金）
自治事務（市単独事務）	中核市の事務 （交付税措置）	県実施

6 今後のスケジュール

地方自治法上の指定手続きを改めて確認。市の市議会への申出の発議から始まり、県の議会の議決を経ての知事同意をもって、市が総務大臣へ申出し、政令制定により指定される。
関係団体、住民への広報・周知を行う。

(1) 国ヒアリング（総務省・厚生省）

従来、県から提供されている行政サービスの水準が引き続き確保されるよう組織体制、施設、設備等について、中核市移行・保健所設置後も事務執行体制が確保されているか、県の人的支援等、適切な連携・協力関係が確保されているかを確認し、法定手続を迅速・円滑に進めるため実施されるもの。

〔スケジュール〕

H28. 10～ ヒアリングに向けた事前協議（総務省、厚生労働省）

H29. 1 総務省・厚生労働省ヒアリング

(2) 中核市の指定に係る手続き（地方自治法252条の24）

中核市の指定は、都道府県の同意を経て、市の申出に基づき国（総務大臣）が行う。

〔スケジュール〕

H29. 3 ① 市長が市議会に「中核市指定の申出」議案を提出 [H29. 3月市議会]

H29. 3 ② 市議会が「中核市の申出」議案を審議し、議決 [H29. 3月市議会]

H29. 4 ③ 市議会での可決を経て、市長が県知事に「中核市指定に係る同意」申入れ

H29. 5 ④ 県知事が県議会に「中核市指定に係る申出の同意」議案を提出 [H29. 5月県議会]

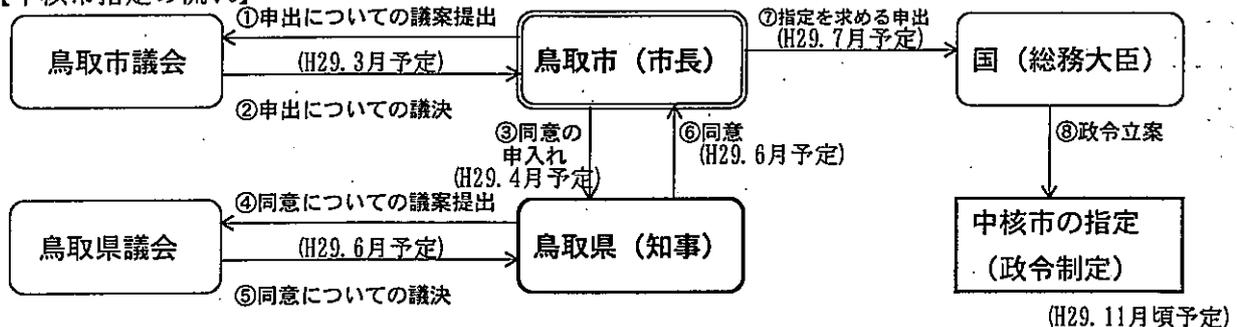
H29. 6 ⑤ 県議会は「中核市指定に係る申出の同意」議案を審議し、議決 [H29. 5月県議会]

⑥ 県議会での可決を経て、県知事は市長に、市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付。

H29. 7 ⑦ 市長が総務大臣に中核市指定を求める申出

H29. 11頃 ⑧ 総務大臣は、市を中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が成立

【中核市指定の流れ】



(3) 住民周知・広報等

中核市制度について、住民の理解を得ることが重要であることから、中核市制度及び中核市への移行に関する周知を図る。

また、中核市移行に伴う市の保健所設置にあたり、県から市へ4町の事務を委託することについて、住民・業者等への周知・広報が必要。

【主な取組】

- ・ホームページ（県・市・各町）による周知
- ・市報、町報等による周知
- ・中核市移行シンポジウム（市主催・県後援）
平成28年11月24日（木）鳥取市民会館にて開催予定
- ・住民説明会
市：地域づくり懇談会の場で説明
町：県主催各町協力のもと、平成28年10月中・下旬に開催を予定
- ・関係機関・団体等への説明
平成28年10月中旬頃から、県・市共催で説明会を開催
- ・事業対象者・事業者への案内・周知（中核市移行の政令交付後）

東部4町における住民説明会（案）及び広報の取組みについて

平成28年8月
地域振興課

1 東部4町における説明会概要

委託事務や市の事務執行体制（執務場所・人員配置等）の案が概ね決定する10月頃に、国ヒアリングに向けた事前協議と平行して、市町と連携して、住民の方や関係団体等への説明会を開催する。

○県が委託者として、新たに市が設置運営する保健所の運営、サービスがどうなるかについて説明する。

○説明会における個別の要請に応じて、関係者を対象とした場を別途、設定する。

主催者	鳥取県（各町の協力を得て開催、市も参加）
開催時期	10月中
開催場所	各町内の施設（数十人規模・各町1箇所を予定）
対象者等	東部4町の住民及び県から市への委託事務に関係する団体
周知方法	各町がホームページ、CATV等で住民に周知するとともに、町内における関係団体の会合等において案内を行う。 県は、各関係団体に4町の開催日程等を案内する。
説明事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所とはどのような機関か ・県から市への事務委託の概要 ・県が市に委託する保健所の事務の内容 ・市への委託に伴い県が市に対して行う支援の内容 ・鳥取市の新保健所の運営について など
説明者	福祉保健部、生活環境部、東部福祉保健事務所、東部生活環境事務所等の職員

2 各町広報紙による広報

9月号から11月号にかけて、下記のとおり集中的な広報を実施する。

なお、12月号以降についても、適宜、保健所事務の内容等について、情報発信を行う。

月次	広報事項	概要
9月号	説明会の開催案内	<ul style="list-style-type: none"> ・各町において説明会を開催することをお知らせする。（各町の町報9月号に案内資料を折り込む予定（裏面参照））
10月号	保健所事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各町説明会の日時、場所日程のお知らせと保健所事務の内容の概略をお知らせする。
11月号	保健所事務の内容 （市シンポジウムの開催案内）	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所事務の内容をお知らせする。併せて、鳥取市が11月に開催する中核市シンポジウムの日時、場所等を案内する。 ・（必要に応じて、第2回目以降の住民説明会の開催を案内する。）

東部圏域の保健所のあり方について 住民説明会を開催します（10月予定）

保健所は、住民の皆さんの健康、生活環境に関するサービスを担う機関です。鳥取県では、東部圏域4町の住民の皆さんに対する保健所サービスの提供について、平成30年4月を目途に、鳥取市に委託することを検討しています。

10月に東部4町の住民の皆さんに説明する場を設けます。

県から市に委託する業務の内容がおおむね整理できる平成28年10月頃を目途に、東部圏域の保健所の平成30年度からの体制について、県から4町の住民の皆さんに直接、説明させていただく場を各町で設けます。

説明会の日時、場所は、おって町報等でご案内いたします。

保健所はこのような手続き、サービスを行っています。（市に委託する業務の例）

健康に関するサービス

- 難病医療費などの助成申請の受付
- エイズなどの相談、検査
- 精神保健福祉、ひきこもり、依存症などの相談
- 医療施設や医薬品販売業の許認可

生活環境に関するサービス

- 犬や猫の引き取り、希望する方への譲渡
- 動物取扱業（ペットショップ等）の登録
- 飲食店などの営業許可
- 食品衛生などの相談
- 理容所、美容所、クリーニング所の開設届の受付
- 旅館業、公衆浴場などの営業許可
- 産業廃棄物処理業の営業許可
- 水質・大気に関する相談



なぜ、業務委託を行うのですか？

鳥取市は平成30年4月を目途に中核市への移行を目指していますが、中核市になると保健所を設置することが法律により義務づけられます。

保健所には、医師、獣医師、保健師、薬剤師など専門的な人材が必要ですが、県と市が別々に保健所を設置するのではなく、これまでどおり1市4町の業務を1つの保健所で行うことで、専門的な人材の確保を図り、住民サービスを的確に提供するため、県から市に業務の委託を行うものです。

現在、どのような検討が行われているのですか？

県と市で委託業務の実施方法や必要な人員、設備などの詳細を検討しています。

また、平成28年度からは、市職員の研修や勉強会も行い、事務の引き継ぎの準備をしています。

【お問合せ先】

鳥取県庁 地域振興課

電話 0857-26-7580

ファクシミリ 0857-26-8129

電子メール chikishinkou@pref.tottori.jp

〇〇町 〇〇課

電話 085*-*-*-***

ファクシミリ 085*-*-*-***

電子メール

*鳥取県が行っている鳥取市の中核市移行支援関係情報は、県地域振興課ホームページをご参照ください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/247587.htm>

鳥取市の中核市移行スケジュール（見込み）

平成28年8月30日 現在
鳥取市 中核市推進局

区分	平成26年度			27年度			28年度			29年度		30年度	31年度	
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	前期	後期				
鳥取市における調整	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	前期	後期	◎7月：国へ指定を求める申出 ◆政令指定	中核市移行		
	○中核市移行推進本部設置 ○(同)推進本部幹事会設置				◎4月 保健所設置基本構想(案)策定 ○12月 保健所設置基本構想策定 保健所施設(駅南庁舎活用、暫定施設)検討	国提出資料作成 事前協議 ヒアリング(総務省)(厚労省)	◎2月：市議会へ申出議案提出					◎7月：国へ指定を求める申出 ◆政令指定	中核市移行 専門職採用	
(市議会との関係)	6/10 市長：中核市移行を表明	6/10 全協説明	9/5 全協	12/17 全協	2/23 全協	6/12 全協	9/1 全協	12/4 全協	2/22 全協	6/10 全協	9/2 全協(予)	◎2月：中核市移行申出議案提出～議決(3月)		
県知事との調整	○5/26県・市懇談会			●6/23県知事への協力要請			●県への協力要請			◎4月：県知事に中核市指定の同意を申し入れ				
県との事務事業調整	◎8/4 (1)			◎11/18 (2)	◎3/19 (3)	◎8/4 (4)			◎8/30 (5)			◎4/19 (5)		
県・市協議会	事務事業調査(各所管PT開催等)			移譲事務規模決定			◎8/4 (4)			◎8/30 (5)			◎4/19 (5)	
<p>【今後の県・市協議会での協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設・設備等の整備計画 ○人材確保対策 ○財政的影響(H27決算) ○災害医療体制 ○事務の引継ぎ(懸案・課題) ○連携協約 など <p>引継事務の説明・情報提供を受ける(県(各PT)→市(各部会))</p>														

航空自衛隊美保基地への空中給油・輸送機（KC-46A）の 配備に係る協議の申入れについて

平成28年9月15日
地 域 振 興 課

平成32年度以降、航空自衛隊美保基地に空中給油・輸送機（KC-46A）を配備することについて、中国四国防衛局から文書で申入れがありましたので、その概要を報告します。

1 協議の申入れ

- (1) 日 時 平成28年9月8日（火）午前8時40分から9時まで
- (2) 場 所 県庁地域振興部長室
- (3) 来訪者 中国四国防衛局企画部長 宮川 均（みやかわ ひとし）
- (4) 対応者 鳥取県地域振興部長 岡崎 隆司（おかざき たかし）
- (5) 申入れ内容

平成25年12月に閣議決定された防衛大綱に基づき、防衛省において、平成32年度以降、新たな空中給油・輸送機としてKC-46Aを航空自衛隊美保基地に配備する予定であることから、同機の配備について協議の申入れをされた。

（中国四国防衛局からの文書は別紙1のとおり。）

2 申入れを受けた県の対応

協議の申入れを受け、県として国に対し、住民の生活環境に関わる重要な事柄であり、関係市、県議会などと協議をしながら、安全性や静ひつ度などについての十分な検証が必要と考え、協議内容を踏まえて計画内容等を精査検討するので、国においては、その旨を御理解いただくとともに、次の事項に適切に対処していただくよう、口頭で申入れを行い、同日付けで申入れの文書を送った。（別紙2のとおり。）

- (1) 周辺住民への説明会の開催
- (2) デモフライトなどの実施による騒音などの周辺環境への影響の測定の実施
- (3) 適切な騒音対策や安全・安心対策の着実な実施
- (4) 周辺対策事業への適切な支援

3 今後の予定

(1) 協議事項の確認

協議内容等について精査・検討するため、国からの資料を基に、確認する事項の整理を行い、国に対して確認する。

(2) 協議申込を受けての意見照会

協議の申入れを受け、協議事項について、地元境港市・米子市へ文書での意見照会を行う。

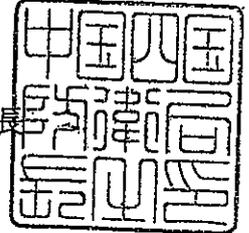
中防企地第 5888 号

28.9.8



鳥取県知事 殿

中国四国防衛局長



航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機 (KC-46A) の
配備について (協議)

平素より航空自衛隊美保基地の運用につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 12 月に閣議決定された防衛大綱において、戦闘機部隊、警戒航空部隊等が我が国周辺空域等で各種作戦を持続的に遂行し得るよう、増強された空中給油・輸送部隊 (現行の 1 個飛行隊から 2 個飛行隊に増勢) を保持することとされており、これにより防衛省においては、平成 32 年度以降、新たな空中給油・輸送機として KC-46A を航空自衛隊美保基地に配備する予定です。

つきましては、同機の配備について、関連文書に基づき、事前に協議のため申し入れます。

本計画は、国の重要な施策でありますので、配備等が円滑に実施できますよう貴職の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

関連文書：施呉第 1655 号 (KFP) (昭和 60 年 3 月 1 日)



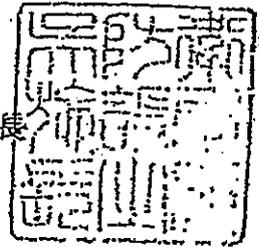
防衛施設局書式 106

施呉第 / 6.5.5号 (KFP.)

昭和 60 年 3 月 / 日

鳥 取 県 知 事 殿

呉防衛施設局長



美保基地への輸送機の配備について(回答)

参照：昭. 60. 2. 26. 付発企第 22号

「美保飛行場への輸送機の配備について
〔依頼〕」

参照文書により依頼のありました貴県の要請
については、了承いたします。

また、使用機種を変更する場合には、事前に
協議する旨お伝えしているとおりであり、この
方針に変更ありません。

当庁業務につきましても、日頃から格段の御
理解を賜わっているところですが、今後とも美
保基地が安定使用できるより御協力願います。

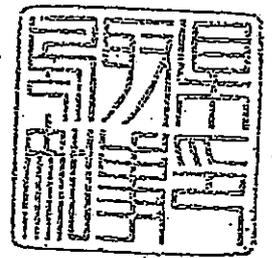


発 企 第 2 2 号

昭和 6 0 年 2 月 2 6 日

呉 防 衛 施 設 局 長 殿

鳥 取 県 知 事



美保飛行場への輸送機の配備について（依頼）

美保飛行場への輸送機の配備については、騒音対策に関連して、地元として重大な関心を持っているところであります。したがって、今後、仮りにC-1輸送機を追加配備するような事態が生じた場合には、当県に対し、十分な時間的余裕をもつて事前に連絡されたい。

また、仮りに、現在使用中の機種を変更するような事態が生じた場合には、当県に対し事前に協議する旨の口頭回答を従来から得ていたところであり、今後もその扱いは変わらないものとするが、確認されたい。

第201600090282号

平成28年9月8日

中国四国防衛局企画部長 様

鳥取県地域振興部長



航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機の配備に
当たっての配慮について（依頼）

このことについて、平成28年9月8日付中防企地第5888号で協議の申入れを受けたところですが、空中給油・輸送機（KC-46A）の配備は、基地周辺住民の皆様の生活環境に関わる重要な事柄であるので、関係市及び県議会などと協議の上、安全性や静ひつ度などについての十分な検証が必要と考えます。

については、協議内容を踏まえて計画内容等を精査検討するので、国においては、その旨を御理解いただくとともに、下記の事項について適切に対処くださるよう、強く申し入れます。

担当：地域振興課 参 事 高橋（電話：0857-26-7057）
課長補佐 内田（電話：0857-26-7095）

記

- 1 基地周辺住民への説明会の開催
- 2 デモフライトなどの実施による騒音などの周辺環境への影響の測定の実施
- 3 適切な騒音対策や安全・安心対策の着実な実施
- 4 周辺対策事業への適切な支援

私立高等学校に係る学則（収容定員）変更認可について

平成28年9月15日

教育・学術振興課

平成28年度第2回鳥取県私立学校審議会が開催され、下記のとおり私立高等学校に係る学則（収容定員）変更認可に関する県の諮問について審議されました。同日、答申を受け、平成28年9月1日付けで認可しました。

記

1 平成28年度第2回鳥取県私立学校審議会

- (1) 日 時 8月22日（月）午後2時から3時まで
- (2) 場 所 鳥取県庁 特別会議室
- (3) 出席委員 委員12名中12名（うち意見書の提出3名）
- (4) 審議事項 諮問第1号 私立高等学校に係る学則（収容定員）変更認可について
- (5) 学則（収容定員）変更内容

申請学校法人名	高等学校名	学科	科	収容定員(1学年)				増減
				変更前		変更後		
鳥取家政学園	鳥取敬愛高等学校	普通	普通	200	240	160	200	△ 40
		家庭	生活教養	40		40		
矢谷学園	鳥取城北高等学校	普通	普通	278	278	360	360	82
松柏学院	倉吉北高等学校	普通	普通	250	280	170	200	△ 80
		家庭	調理	30		30		
翔英学園	米子北高等学校	普通	普通	340	380	290	330	△ 50
		看護	看護	40		40		
合計	東部+42、中部△80、西部△50							△88

(6) 審議の結果

「承認する」ことと決し、その旨平成28年8月22日付けで知事に答申。

2 認可について

平成28年9月1日付け認可。

ジャマイカ&日本陸上チーム応援親善パブリックビューイングと
ジャマイカフェスティバルの開催結果について

平成28年9月15日
スポーツ課

2020東京五輪のジャマイカのホストタウンとして、リオデジャネイロオリンピック2016の陸上競技400mリレーに出場したジャマイカチームと日本チームを県民みんなで応援するパブリックビューイングと、ジャマイカ文化を体験するジャマイカフェスティバルを鳥取市内で開催し、多くの方が来場されました。

- 1 日 時 平成28年8月20日(土) 午前9時30分から午後3時まで
- 2 場 所 JR鳥取駅前バードハット(鳥取市今町2丁目2-11)
- 3 来場者数 600名(うちパブリックビューイング200名)
- 4 内 容

(1) ジャマイカ&日本陸上チーム応援親善パブリックビューイング(午前9時30分~11時)

リオ五輪陸上競技男女4×100mリレー決勝(女子決勝10:15、男子決勝10:35)で、ジャマイカ&日本陸上チームの応援を行った。レース前解説は、鳥取陸協スタッフの富田先生。平井知事、駐日ジャマイカ大使館ベント一等書記官、鳥取陸協浜崎会長、ウエストモアランド県交流団ほか、多くの県民が応援。

《女子4×100mリレー決勝》

○ジャマイカ女子チーム 2位(銀メダル)

(出場選手) クリスタニア・ウィリアムズ、エレナ・トンブソン、ベロニカ・キャンベルブラウン、
シェリーアン・フレーザープライス

《男子4×100mリレー決勝》

○ジャマイカ男子チーム 1位(金メダル)

(出場選手) アサファ・パウエル、ヨハン・ブレイク、ニッケル・アシュミード、ウサイン・ボルト

○日本男子チーム 2位(銀メダル)

(出場選手) 山縣亮太、飯塚翔太、桐生祥秀、ケンブリッジ飛鳥

※下線は、世界陸上鳥取キャンプ(2007年、2015年のいずれか又はいずれも)の参加選手。

(2) ジャマイカフェスティバル(午前11時~午後3時)

ジャマイカの観光PRや子どもの遊びワークショップ、レゲエ音楽や飲食等に触れることができるイベントを開催した。

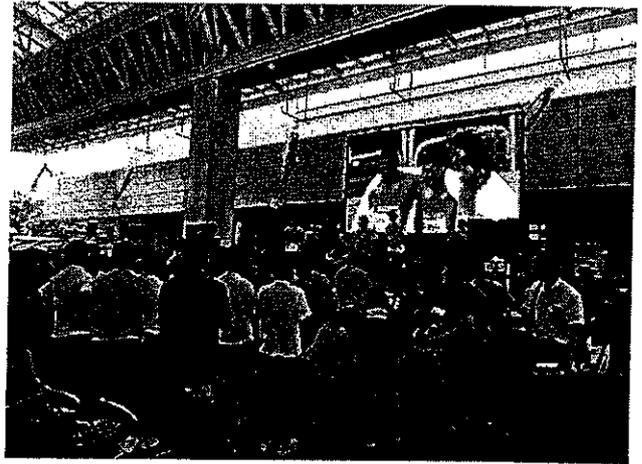
【実施内容】

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| ・ジャマイカ観光PR | ジャマイカ政府観光局によるジャマイカ観光PR |
| ・ジャマイカワークショップ | 県立高校ジャマイカ人ALTによるジャマイカ遊びワークショップ |
| ・ジャマイカステージ | ジャマイカ音楽演奏やダンスによるステージイベント |
| ・ジャマイカ料理飲食コーナー | ジャマイカに関連した飲食物を販売提供するブース出店 |
| ・ジャマイクイズカ大抽選会 | ジャマイカに関するクイズに答えて豪華賞品をプレゼント |
| ・ジャマイカ交流パネル展示 | 鳥取県とジャマイカとの交流紹介パネル展示 |

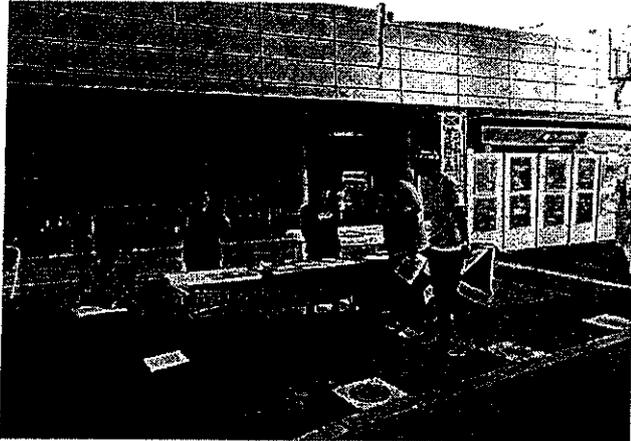
5 参加者の声

- ・ジャマイカも日本もすごい。ケンブリッジ飛鳥選手の最後まで食らいついていく走り方など、普段の練習にも生かしたい。(高校生)
- ・期待通りの結果になってうれしい。たくさんの人と大画面で観戦できて楽しかった。(高校生)
- ・とてもうれしい結果だ。両国ともとても誇らしい。私たちにとって日本、そして鳥取は第2のホームであり特別な場所。鳥取でのキャンプ実現は大きな可能性がある。(駐日ジャマイカ大使館一等書記官)
- ・とてもエキサイティングだった。ジャマイカが金メダル、日本が銀メダルというのは最高の結果。(ジャマイカウエストモアランド県技術交流団)
- ・最後は後続に抜かれるかと思ったが、フィニッシュの瞬間は鳥肌が立った。(会社員)
- ・生まれた国と住んでいる国がワンツーフィニッシュで感動した。誇りに思う。(ジャマイカ人ALT)

<参考：パブリックビューイング及びジャマイカフェスティバルの様子>



パブリックビューイングの様子



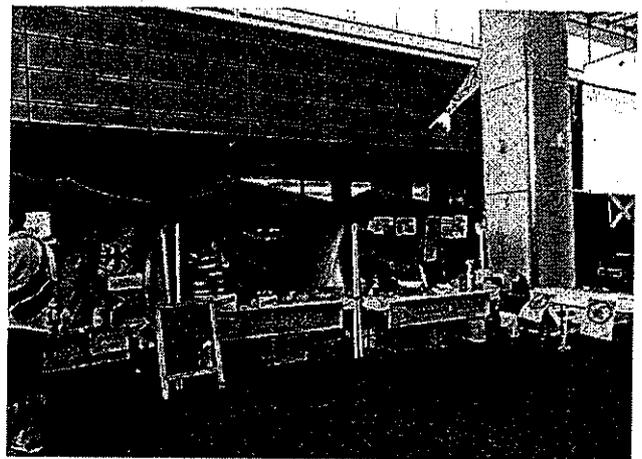
ジャマイカ観光PR



ジャマイカワークショップ
(ジャマイカの遊び)



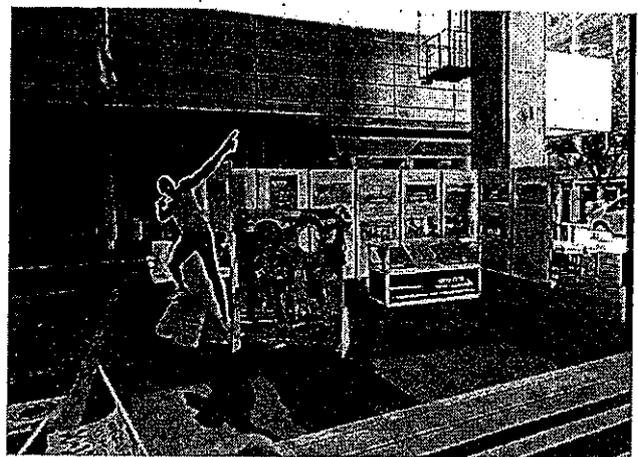
ジャマイカステージ



ジャマイカ飲食ブース



ジャマイカクイズ大抽選会



ジャマイカ交流パネル展示

第71回国民体育大会2016希望郷いわて国体への
鳥取県選手団の派遣について

平成28年9月15日

ス ポ ー ツ 課

1 第71回国民体育大会の概要

- (1) 会期 平成28年10月1日(土)～10月11日(火) 11日間
- (2) 場所 岩手県内一円 (各競技別の日程と競技会場は別紙のとおり。)
- (3) 愛称 希望郷いわて国体
- (4) 大会スローガン 「広げよう感動。伝えよう感謝。」
- (5) 大会マスコット わんこきょうだい
- (6) 開会式 平成28年10月1日(土) 北上総合運動公園北上陸上競技場【北上市】
- (7) 実施競技 正式競技37競技、特別競技1競技、公開競技4競技

2 鳥取県選手団

(1) 派遣者数

陸上競技ほか 31競技 387名

※別添、選手団名簿のとおり

【うち会期前実施競技】水泳競技 41名

平成28年9月4日(日)～11日(日)

(2) 選手団結団式

ア 日時 平成28年9月20日(火) 午後1時30分から

イ 場所 とりぎん文化会館 梨花ホール

大会名

東日本大震災復興の架け橋 第71回国民体育大会



大会愛称

希望郷 いわて国体

東日本大震災津波災害からの復興を「希望」を持って目指し、国体を成功に導き、県民が一丸となって「希望郷いわて」を上げていく、という想いを込めています。

スローガン



広げよう 感動。伝えよう 感謝。

スポーツを通じて感動を全国に広げたい、全国からの東日本大震災復興支援に対する感謝を伝えたい、という想いを込めています。

マスコットキャラクター



わんこきょうだい

岩手県で人をもてなす象徴といわれる「わんこそば」と国内生産量日本一を誇る漆を使った岩手の「漆器」を掛け合わせたメインキャラクターの「そばっち」と、県内4つのエリアを、それぞれ代表する食材を盛り付けたキャラクターが、雑穀をモチーフにした「こくっち」、おとうぶの「とぶっち」、おもちの「おもっち」、うにの「うにっち」です。この5つのキャラクター「わんこきょうだい」で、岩手の魅力を発信し、おもてなしの心で希望郷いわて国体を盛り上げていきます。

会期

平成28年10月1日(土)～平成28年10月11日(火)

※(会期前)平成28年9月4日(日)～9月11日(日)

(開会式)平成28年10月1日(土)

(閉会式)平成28年10月11日(火)

1 大会日程と会場一覧表

正式競技

競技種別	会場地	競技会場	競技日程																	
			10月																	
			1 土	2 日	3 月	4 火	5 水	6 木	7 金	8 土	9 日	10 月	11 火							
総合開会式	北上市	北上総合運動公園北上陸上競技場	●																	
総合閉会式	北上市	北上総合運動公園北上陸上競技場																●		
陸上競技	全種別	北上市																●		
サッカー	成年男子	盛岡市	いわぎんスタジアム(盛岡南公園球場) Aグラウンド			●				●										
			いわぎんスタジアム(盛岡南公園球場) Bグラウンド			●				●										
		花巻市	岩手県営運動公園陸上競技場			●														
			花巻市スポーツキャンプむら			●	●													
	女子	盛岡市	岩手県営運動公園陸上競技場		●		●													
			岩手県営運動公園サッカー・ラグビー場第1グラウンド(人工芝)		●	●														
	少年男子	滝沢市	滝沢総合公園陸上競技場		●	●			●											
			遠野市	遠野運動公園陸上競技場		●	●	●			●									
遠野運動公園多目的運動広場 遠野市国体記念公園市民サッカー場					●	●														
テニス	成年男女	盛岡市	盛岡市立太田テニスコート		●	●	●	●												
	少年男女	八幡平市	安比高原テニスクラブ		●	●	●	●												
ボート	全種別	花巻市	田瀬湖ボート場						●	●	●	●	●							
ホッケー	全種別	岩手町	岩手町ホッケー場 岩手町総合グラウンド						●	●	●	●	●	●	●					
ボクシング	全種別	奥州市	水沢体育館						●	●	●	●	●	●	●					
バレーボール	成年男子	一関市	東山総合体育館		●	●	●	●												
	成年女子		千歳体育館 花泉体育館		●	●	●	●												
	少年男女	花巻市	花巻市総合体育館		●	●	●	●												
体操	競技	全種別	盛岡市	盛岡市アイスアリーナ		●	●	●	●											
	新体操	少年女子	北上市	北上総合運動公園北上総合体育館													●	●		
バスケットボール	成年男子・少年男子	一関市	一関市総合体育館														●	●		
			東山総合体育館															●	●	
	成年女子・少年女子	奥州市	奥州市総合体育館																●	
			江刺中央体育館																●	
レスリング	全種別	宮古市	宮古市民総合体育館														●	●		
セーリング	全種別	宮古市	リアスハーバー宮古		●	●	●	●												
ウエイトリフティング	全種別	奥州市	江刺中央体育館	●	●	●	●	●												
ハンドボール	全種別	花巻市	花巻市総合体育館															●		
	少年女子		花巻市民体育館															●		
	成年女子・少年女子		富士大学スポーツセンター															●		
自転車	トラックレース	全種別	紫波町	紫波自転車競技場					●	●	●	●								
	ロードレース	全種別	紫波町	紫波町特設ロード・レースコース														●		
ソフトテニス	全種別	北上市	和賀川グリーンパークテニスコート		●	●	●	●												
卓球	全種別	奥州市	奥州市総合体育館		●	●	●	●												
軟式野球	成年男子	洋野町	オーシャン・ビュー・スタジアム		●	●	●	●												
		野田村	ライジング・サン・スタジアム		●	●	●	●												
		九戸村	ナインズ球場		●															
		岩泉町	楽天イーグルス・岩泉球場		●	●														
		普代村	北緯40度運動公園野球場		●															
		葛巻町	総合運動公園野球場		●	●	●													
		軽米町	ハートフル野球場		●	●	●													
相撲	全種別	八幡平市	八幡平市総合運動公園体育館		●	●	●	●												
馬術	全種別	奥州市	岩手県競馬組合水沢競馬場		●	●	●	●	●											
フェンシング	全種別	一関市	一関市総合体育館		●	●	●	●												
柔道	全種別	久慈市	久慈市民体育館														●	●		

競 技	種 別	会 場 地	競 技 会 場	競 技 日 程												
				10月												
				1 土	2 日	3 月	4 火	5 水	6 木	7 金	8 土	9 日	10 月	11 火		
ソフトボール	成年男女・少年女子	花巻市	石鳥谷ふれあい運動公園		●	●	●									
	少年男子	金ケ崎町	森山総合公園野球場 金ケ崎中学校ソフトボール場		●	●	●									
バドミントン	全種別	北上市	北上総合運動公園北上総合体育館		●	●	●	●								
弓 道	全種別	奥州市	水沢弓道場							●	●	●	●			
ライフル射撃	50m	全種別	八幡平市	八幡平市田山射撃場		●	●	●								
	10m・AP			旧八幡平市立田山中学校特設会場		●	●	●	●							
	BR・BP			八幡平市立田山小学校体育館		●	●	●								
	CP	成年男子	盛岡市	岩手県警察学校射撃場		●	●	●								
剣 道	全種別	二戸市	二戸市総合スポーツセンター									●	●	●		
ラグビーフットボール	7人制	成年男子・女子	釜石市	釜石市球場				●	●	●	●					
	15人制	少年男子	八幡平市	八幡平市ラグビー場			●	●		●	●					
山 岳	リード	全種別	盛岡市	岩手県営運動公園登山競技場 岩手県営運動公園山岳競技特設会場								●	●	●		
	ボルダリング	全種別	盛岡市	岩手県立御所湖広域公園漕艇場								●	●	●		
カヌー	スプリント	全種別	盛岡市	岩手県立御所湖広域公園漕艇場								●	●	●	●	
	スラローム	全種別	奥州市	胆沢川特設カヌー競技場										●	●	
	ワイルドウォーター	全種別														●
アーチェリー	全種別	雫石町	雫石町総合運動公園陸上競技場										●	●	●	
空 手 道	全種別	盛岡市	岩手県営武道館											●	●	●
クレー射撃	全種別	花巻市	花巻市クレー射撃場												●	●
なぎなた	全種別	一戸町	一戸町体育館		●	●	●									
ボウリング	全種別	盛岡市	ビッグハウススーパーレーン							●	●	●	●	●	●	
ゴ ル フ	成年男子	岩手町	岩手沼宮内カントリークラブ							●	●	●				
	女子	八幡平市	安比高原ゴルフクラブ							●	●	●				
	少年男子		南部富士カントリークラブ								●	●	●			
トライアスロン	全種別	釜石市	釜石市根浜海岸特設トライアスロン会場		●											

正式競技(会期前実施競技)

競 技	種 別	会 場 地	競 技 会 場	競 技 日 程													
				9月													
				4 日	5 月	6 火	7 水	8 木	9 金	10 土	11 日						
水・氷	競泳	全種別	盛岡市	盛岡市立総合プール							●	●	●				
	飛込	全種別									●	●	●				
	水球	少年男子				●	●	●									
	シンクロスイム スイミング	少年女子				●											
	オープンウォーター スイミング	全種別	釜石市	釜石市根浜海岸特設オープンウォータースイミング会場								●					

特別競技

競 技	種 別	会 場 地	競 技 会 場	競 技 日 程				
				10月				
				2 日	3 月	4 火	5 水	
高等学校野球	硬 式	—	盛岡市	岩手県営野球場	●	●	●	●
	軟 式	—	花巻市	花巻球場	●	●		
		—	山田町	山田町民総合運動公園野球場	●	●	●	●

公開競技

競 技	種 別	会 場 地	競 技 会 場	競 技 日 程
綱 引	全種別	花巻市	花巻市総合体育館	9月3日(土)～4日(日)
ゲートボール	全種別	花巻市	日居城野陸上競技場	9月17日(土)～18日(日)
パワーリフティング	全種別	平泉町	平泉町立平泉小学校体育館	9月10日(土)～11日(日)
グラウンド・ゴルフ	全種別	大船渡市	盛川河川敷公園	9月24日(土)～25日(日)

第71回国民体育大会鳥取県選手団

1 本部役員(23名)

役 職	氏 名	所 属 等
団 長	林 昭 男	鳥取県副知事
副 団 長	山 本 仁 志	鳥取県教育委員会教育長
	油 野 利 博	公益財団法人鳥取県体育協会会長
	岡 崎 隆 司	鳥取県地域振興部部長
	堀 田 收	公益財団法人鳥取県体育協会副会長
	橋 本 代 里 子	公益財団法人鳥取県体育協会副会長
	川 口 一 彦	公益財団法人鳥取県体育協会副会長
	後 藤 裕 明	公益財団法人鳥取県体育協会専務理事
	新 貞 二	鳥取県地域振興部スポーツ振興監
総 監 督	小 西 慎 太 郎	鳥取県地域振興部スポーツ課課長
総 括 総 務	植 田 司 郎	公益財団法人鳥取県体育協会事務局長
総 務	伊 藤 賢 二	鳥取県地域振興部スポーツ課係長
	村 山 繁	公益財団法人鳥取県体育協会
	井 戸 垣 賢	公益財団法人鳥取県体育協会
	梶 田 貴 博	公益財団法人鳥取県体育協会
	須 寄 功 典	公益財団法人鳥取県体育協会
	伊 藤 勇 悟	公益財団法人鳥取県体育協会
顧 問	吉 田 朋 幸	鳥取県教育委員会体育保健課課長
	長 見 圭 司	鳥取県中学校体育連盟理事長
帯同ドクター	高 田 尚 文	錦海リハビリテーション病院
	中 島 匡 敏	野島病院
	岸 隆 広	鳥取赤十字病院
	堀 井 俊 伸	浜松医科大学

2 旗手

氏 名	所 属	競 技	種別・種目
小林 寛哉	(公財)鳥取県体育協会	バドミントン	成年男子

3 派遣者数

本 部 役 員	監督・トレーナー・選手	合 計
23名	364名	387名

4 監督・選手 派遣者数内訳

No.	競技名	全種別監督	成年男子		成年女子		少年男子		少年女子		監督計	トレーナー計	選手計			総合計
			監督	選手	監督	選手	監督	選手	監督	選手			男子	女子	計	
1	陸上競技		1	5	1	4	(1)	A 7 B 3 共通 1	(1)	A 4 B 3 共通 2	2	3	16	13	29	34
2	水泳	競泳	(1)	2	(1)	1	1	A 0 B 4	1	A 4 B 1	2	1	6	6	12	41
		飛込	1	1	(1)	2			(1)	1	1	1	1	3	4	
		水球					1	13			1	2	13	0	13	
		OW	1		1						1	1	1	1	2	
3	テニス					1	2	1	2	2	0	2	2	4	6	
4	ボート		1	3	1	9	1	3	2	8	5	2	6	17	23	30
5	ボクシング	(1)				1	5			(1)	1	1	5	0	5	8
6	体操	競技					1	5	1	5	2	1	5	5	10	21
		新体操							1	7	1	0	0	7	7	
7	バスケットボール		1	11							1	0	11	0	11	12
8	レスリング		1	フリー 4 グレコ 2	(1)	フリー 1	1	フリー 2 グレコ 4		フリー	2	2	6	1	13	17
9	セーリング		1	1	(1)	2	1	3	(1)	3	2	1	4	5	9	12
10	ウエイトリフティング	1		3				3			1	1	6	6	8	
11	自転車競技		1	5	(1)	1	1	4	(1)	1	2	2	9	2	9	15
12	ソフトテニス				1	5					1	1	0	5	5	7
13	卓球		1	3							1	1	3	0	3	5
14	軟式野球		1	15							1	0	15		15	16
15	相撲		1	5			1	7			2	2	12		12	16
16	馬術	(1)		1	(1)	1					(1)	1	1	1	2	4
17	フェンシング		(1)	3							0	0	3	0	3	3
18	柔道		1	5							1	1	5	0	5	7
19	バドミントン		1	3					1	3	2	0	3	3	6	8
20	弓道								1	3	1	1	0	3	3	5
21	ライフル射撃	1		3		1		2			1	2	5	1	6	9
22	剣道		(1)	5							0	1	5	0	5	6
23	山岳		1	2			1	2	1	2	3	2	4	2	6	11
24	カーヌー		1	1	1	3	(1)	2	(1)	4	2	0	3	7	10	12
25	アーチェリー				1	3			(1)	3	1	2	0	6	6	9
26	空手道	1		3		1		1		1	1	4	2	6	8	
27	クレール射撃		(1)	3							0	0	3	0	3	3
28	なぎなた	1				3				2	1	0	5	5	6	
29	ボウリング				1	4	1	2	1	2	3	1	2	6	8	12
30	ゴルフ		1	3	(1)	3					1	0	3	3	6	7
31	トライアスロン		1	2	1	2					2	0	2	2	4	6
合計		7	16	95	7	46	12	75	10	62	52	34	170	108	278	364
(第70回大会)		(4)	(10)	(76)	(7)	(43)	(12)	(87)	(10)	(65)	(43)	(34)	(163)	(98)	(261)	(338)

本部役員 ※帯同ドクターを含む	23	名	監督・選手・トレーナー	364	名	総計	387	名
--------------------	----	---	-------------	-----	---	----	-----	---

- ※ () 内の数字は監督が選手を兼ねる場合であり、選手としてカウント。
- ※ [] 内の数字は監督が種別を兼ねる場合であり、合計欄は1人としてカウント。
- ※ 男子・女子種別(種目)については、出場する選手の年齢に応じて成年と少年でカウント。
- ※ ボクシングの全種別監督欄の数字はセコンドの数を表す。
- ※ 馬術の全種別監督欄の数字はホースマネージャーの数を表す。

